空き家相談申込書兼情報提供に関する同意書

様式１

（宛先）　松山市長

次の空き家の相談をしたいので申し込みます。相談に係る下記の個人情報を含む情報について「松山市の空き家対策推進に向けた連携と協働に関する協定」を締結した協定団体に提供することについて同意します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申込者 **※１**  **※１** **申込者は、空き家の所有者として登記事項証明書若しくは固定資産課税台帳に記載されている者**  **又は同等の権原を有する者（相続人等）** | 住　所 | 〒 | | | |
| フリガナ |  | | | |
| 氏　名 | 印 | | | |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日 | | | |
| 電話番号 |  | | 携帯番号 |  |
| FAX番号 |  | | ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 所有  権利関係等 | □建物所有者 　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □相続人　 ( 所有者:　　　　　　　　 　 ）　( 関係: 　　　　 ） | | | |
| 代理人 |  | | | |
|  | | | | | |
| 空き家の所在地 | | 松山市 | | | |
| 空き家の構造等 | | 用　　途 | □住宅　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 構　　造 | □木造　　　　□鉄骨造　　　　□鉄筋コンクリート造  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 建築年月日 | 年　　　月 | | |
| 空き家時期 | 年　　　月 | | |
| 土地面積等 | @ 　　 ㎡（地目）□宅地 □田・畑 □その他（　　　　　） | | |
| 建物面積等 | （延床面積）1　　　　　　㎡　　　（階数）1　　　　階 | | |
| 間取り | □　　Ｋ　□　　ＤＫ　□　　ＬＤＫ　□その他（　　　） | | |
| その他の情報 | | □無　　□有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 相談事項 | | □売却　　　□解体　　　□リフォーム　　　□賃貸　　　□相続  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | |
| 相談を希望する  団　　体 | | □ （特非） 愛媛県不動産コンサルティング協会  □ （公社） 全日本不動産協会愛媛県本部  □ （一社） 松山宅建協会 | | | |

**□ 裏面の注意事項等を読んで理解しました。**

【お問い合わせ先】松山市 都市整備部 住宅課（住宅施策担当：089‐948‐6934）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 担当 |  | 受付  年月日 | 令和　　年　　月　　日 | 受付  番号 |  |

【注意事項】※必ずお読みください。

１．松山市及び協定団体は、取得した個人情報を含む情報を空き家相談業務以外の目的に利用しません。

２．この同意書は物件の売却依頼書(媒介契約書)等ではありません。

３．既に専属専任媒介契約・専任媒介契約・一般媒介契約等を不動産業者等と締結している物件は対象となりません。

４．松山市内に所在する空き家が、本申込みの対象です。

５．所有者以外が申込手続をする場合は、所有者の委任状を添付してください（委任の内容が分かるようにしてください）。

６．同意書に記載された申込者の氏名と建物所有者等の情報を照合し、一致することが確認できた時点で受付が確定します（確認できない場合は連絡します）。

７．松山市は申込書等を協定団体に送付し、申込者を紹介しますが、空き家の売買や解体等の交渉・契約については関与しません。契約等に関する疑義が生じた場合は、当事者間（申込者と協定団体）で解決をお願いします。

【空き家相談や情報提供の流れ】

**市が個人情報等を取得**

**市が協定締結団体に**

**個人情報等を**

**提供**

**申込者と協定締結団体が**

**団体事務所で相談**

**（初回無料）**

④⑤⑥

**市に相談（同意書を**

**市に提出）**

1. 松山市に申込書兼同意書を提出します。その際、松山市は空き家の課題等を聞き取り、相談先となる協定団体を決定します。
2. 松山市は、空き家の課題等の解決のため活用できる個人情報を含む情報を取得します。
3. 松山市が相談先となる協定団体に申込書兼同意書と取得した個人情報を含む情報を提供します。

* 個人情報を含む情報を取得するため、提供するまでに１週間程度を要します。

1. 協定団体から申込者に連絡があり、相談する日時の打合せをします。
2. 決められた日時に協定団体の事務所で相談を行います。なお、**初回の相談は無料**ですが、それ以降に現地調査や仲介等を依頼する場合は**有料**となります。
3. 止むを得ずキャンセルする場合は、相談日の前日までに協定団体に連絡してください。